

規制改革に向けた取組状況について

(構造改革特区に向けた規制改革提案(第27次)に係る検討状況の中間報告)

○ 企画振興部	1
○ 健康福祉部・教育委員会事務局(共同提案)	2
○ 環境部	3
○ 産業労働部	4
○ 農政部	5
○ 建設部	6

(注) 今回はあくまで検討状況の中間報告であり、今後の検討の経過の中で大幅な変更もあり得ること。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案(第27次)について(暫定版)

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	企画振興部	課室名	交通政策課
提案事項	地方空港における運用時間の延長について		
所管府省庁	国土交通省		
提案の 具体的内容	<p>松本空港の現行運用時間は、午前8時30分から午後5時(長野県松本空港条例)であるが、空港の更なる利用拡大を図るには運用時間の延長が必要である。</p> <p>松本空港の地元地域からは、運用時間を午前7時30分から午後7時までとすることについて同意を得ているが、運用時間の延長には、国土交通省通知(平成20年1月22日付け東空保第16号)により、運用時間延長の前々年度において、「延長時間帯での具体的な定期便運航計画」が必要とされている。</p> <p>そこで、空港の運用時間延長に係る地元同意がある場合には、「延長時間帯での定期便運航計画」が構想等の段階であっても、航空保安業務に従事する国土交通省航空局職員の増員を要しない等の範囲内であれば、空港運用時間の延長を可能とする措置を講じられたい。</p> <p>(現行) (延長案)</p> <p>8:30~17:00(8.5h) ⇒ 8:30~18:30(10.0h)又は7:30~19:00(11.5h)</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 現在、松本空港を運航する定期最終便は、16:30発(運用時間30分前)であるが、福岡線複便化の効果をも十分に活かすことはもとより、更なる利用拡大に向けては、多くの需要が見込まれる17~18時台の運航を実現させる必要がある。また、定期便の運航便数が少ない松本空港にあつては、チャーター便運航が空港活性化には極めて有効であるが、チャーター便誘致において、運用時間(8:30~17:00)が障害となっている。 航空会社に対して、新規就航、増便、利便性の高いダイヤ編成等を働き掛けるにあたり、「2年度先における具体的な運航計画」の提示を航空会社に求めることは、現実的には不可能であり、このことが、空港の路線拡充への大きな障害となっている。 松本空港のような地方空港が、路線の充実(新規路線開設・増便、利便性の高いダイヤ編成等)による活性化を目指すには、運航が期待される時間帯については、可能な範囲で運用時間を確保しておく必要がある。 		
根拠法令等	空港法第12条第1項 「空港の運用時間変更に係る手続きについて」 (平成20年1月22日付け東空保第16号国土交通省東京航空局通知)		
備考			

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があります。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案 (第 27 次) について (暫定版)

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	健康福祉部 教育委員会事務局	課室名	地域福祉課 教育総務課・高校教育課
提案事項	介護福祉士国家試験受験資格取得の柔軟化		
所管府省庁	厚生労働省、文部科学省		
提案の 具体的内容	<p>○ 介護福祉士国家試験受験資格の取得に当たっては、福祉系高等学校ルートや、養成施設（専修学校、短大等）ルート等があり、それぞれで必要な科目・教育内容を履修することが必要 例・福祉系高等学校 履修期間 3 年以上 53 単位 (1,855 時間) ・養成施設 履修期間 2 年以上 1,850 時間</p> <p>○ 現在は高等学校と養成施設それぞれのルートで別々の履修が必要となっていることから、<u>高等学校と養成施設が連携を図り、通算して必要な教育内容を履修できるようにすることで、介護福祉士国家試験の受験資格取得の道を広げる。</u></p>		
提案理由	<p>○ 平成 19 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴い、介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる福祉系高等学校では、履修が必要な科目が大幅に増加 (1,190 時間→1,855 時間)</p> <p>○ このため全国の福祉系高等学校では、1 日の授業時間数の増や、長期休暇中における介護実習の実施等により対応しているところがあり、他の専門高校と比べて生徒の負担が大きい。また、普通科目が圧迫されることから、幅広い知識・教養の習得や、進学等の進路選択についても課題が指摘されている。</p> <p>○ 一方、介護福祉士養成施設においては近年定員充足率が低く、学生確保による養成施設の活性化が喫緊の課題。</p> <p>○ 介護福祉士国家試験の受験資格取得に当たって、履修科目・教育内容を高等学校と養成施設とで通算できるようにすることで、生徒が十分な基礎知識・教養を習得した上で、将来の国家資格取得につながるキャリア形成を行うことができ、もって介護分野への参入を促進する。</p> <p>○ また、高校卒業後養成施設において更に専門性を磨くことで介護福祉士としての質の向上を図る。</p> <p>(参考：県内の福祉系の学科等がある高等学校の状況)</p> <p>○福祉系の学科のある公立高校 (1 校) ・上田千曲高等学校 (生活福祉科) ※介護福祉士国家試験受験資格は取得できない。</p> <p>○福祉系のコース (系列) をもつ公立高校 (12 校) 中野立志館、市立長野、丸子修学館、東御清翔、蓼科、望月、茅野、辰野、高遠、阿南、塩尻志学館、梓川</p> <p>○私立高校 (2 校) エクセラン高等学校 (福祉学科)、創造学園高等学校 (環境福祉学科) ※国家試験受験資格の取得が可能</p>		
根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法		
備考			

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があり得ること。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案（第27次）について（暫定版）

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	環境部	課室名	生活排水課
提案事項	下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付けること		
所管府省庁	国土交通省		
提案の 具体的内容	○ 下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが、し尿処理施設で処理するよりも総合的に判断して有利な場合、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付けるよう制度改正をされたい。		
提案理由	<p>(現状)</p> <p>○ 人口減少を踏まえた地域社会の維持に向け、既存施設の有効活用やし尿処理の合理化を図るため、以下の理由から、し尿処理と下水道を一体的に処理することが効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備促進と人口減少の進行により、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少してきている。 ・一方、既存のし尿処理施設の老朽化が進み、その改築の必要性が高まってきている。 ・こうした中、市町村ではし尿を下水道施設で処理するため、既存の下水道施設にし尿等の投入施設を設置する動きがある。 <p>(課題)</p> <p>総合的かつ合理的な生活排水処理を推進する上で以下の点が課題</p> <p>○ 現行の下水道法では、下水道でし尿や浄化槽汚泥を処理しようとする投入施設は下水道施設に含まれていない。</p> <p>⇒ 投入施設を下水道用地に設置する場合には目的外使用承認が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助制度では、下水道と他の汚水処理施設が共同で利用する施設の整備を行う事業以外を対象外である。 <p>※下水道施設：下水管、終末処理場 等</p>		
根拠法令等	下水道法 社会資本整備総合交付金交付要綱		
備考			

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があり得ること。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案 (第 27 次) について (暫定版)

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	産業労働部	課室名	ものづくり振興課
提案事項	地方自治法で定める普通地方公共団体の財産の貸付けに係る要件の緩和 (県有特許権の無償貸与に係る議決要件の不要化)		
所管府省庁	総務省		
提案の 具体的内容	県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際には、地方自治法(以下「法」という。)により議会の議決が必要とされているが、これを不要とする。		
提案理由	<p>次世代産業の創出に当たっては、新技術・新製品の開発を促進することが重要である。このため、県工業技術総合センターでは、企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。</p> <p>しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。</p> <p>このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。</p> <p>この対応策として、共同研究企業が、特許の独占的な使用を選択しない場合、県が共同研究企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことを条件とすることが有効と考えられるが、特許は、公有財産と位置付けられるため、法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において、交渉が円滑に進まない状況がある。</p> <p>そこで、県有特許を、広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が、独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を、県が議会の議決を経ずに、当該特許を共同研究企業に無償貸与できるようにすることが必要である。</p> <p>【期待される効果】 県有特許権を企業が広く活用することを促し、新たな技術開発につなげることにより、県内産業におけるイノベーションの創出に期待ができる。</p> <p>【想定される問題への対応、代替措置等】 法で議決を求める趣旨は、下記備考欄のとおり「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増嵩させる」「地方自治を阻害する」おそれを懸念したものであるが、今回の提案はこれらのいずれにも該当しない。</p> <p>また、個々の県有特許に即して個別具体的に判断する必要があることから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。</p>		
根拠法令等	地方自治法第 237 条第 2 項		
備考	<p>○逐条地方自治法(第 5 次改訂版 松本英昭著) P887~P888 抜粋 「普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けることも原則として禁止される。これは、財産を無償又は特に低廉な価格で譲渡し、又は貸し付けるときは、<u>財政の運営上多大の損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることともなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、また、地方自治を阻害する結果となる虞があるためである。</u></p> <p>(中略) 条例又は議会の議決にかかわらしめているのは、<u>条例では一般的に取扱いのできるものを定めるものとし、それにより難いものは、個別に議決を求める趣旨である。</u>」</p>		

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があり得ること。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案（第 27 次）について（暫定版）

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	農政部	課室名	農業政策課
提案事項	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大		
所管府省庁	農林水産省、国土交通省		
提案の 具体的内容	<p>農事組合法人が行うことができる事業種類に、農閑期等に容易に取り組める範囲で地域に密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社への組織変更不要)</p> <p>※地域に密着した生活サービスの例</p> <p>①生活用品や食料品の宅配や販売 ②高齢者の病院等への送迎 ③子どもの一時預かり ④生活道路や民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等</p>		
提案理由	<p>人口減少・超高齢社会を打開するため、昨年 11 月に地方創生関連 2 法案が成立し、国と地方が総力を挙げて「地方創生」を推進することとされ、地方公共団体においては、平成 27 年度中に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなっている。</p> <p>しかし、県内の農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面での多くの課題を抱えている。地域住民が安心して暮らせる生活基盤や、移住者を積極的に受け入れる体制を構築していくためには、これらの生活面での課題や不安を早急に解消していく必要がある。</p> <p>こうした中で、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、農村地域の担い手農家が構成する「農事組合法人」の生活サービス事業への参入が地域住民の期待を集めており、また、法人においても地域貢献と収益増加のため、こうしたサービス事業に関心を示しているが、当該法人は農協法により農業以外の事業実施が制限されており、生活サービス事業を実施できない状況となっている。</p> <p>農事組合法人は、株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、構成員が平等に発言権を持てる点や、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」を選択できる点など、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることが法人のサービス事業への参入を検討する上での大きな障害となっている。</p> <p>このため、農事組合法人が業務として地域の生活サービスに係る事業を実施できるよう事業種類の拡大を提案する。</p> <p>(代替措置)</p> <p>法人の本来事業である農業経営に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設けるよう措置する。</p>		
根拠法令等	農業協同組合法第 72 条の 8、道路運送法第 78 条第 2 号		
備考			

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があり得ること。

(別紙様式)

構造改革特区に向けた規制改革提案（第 27 次）について（暫定版）

(現時点までの検討結果に基づき記載)

部局名	建設部	課室名	道路管理課
提案事項	道の駅内の道路区域における道路占用許可の緩和		
所管府省庁	国土交通省		
提案の 具体的内容	道の駅管理者（市町村等）が、道の駅内の道路区域内において、地域の活性化に寄与する目的で公共性の高い工作物等を設置する場合には、地方の裁量で占用を許可できるよう規制の緩和を求める。		
提案理由	<ul style="list-style-type: none">○ 道の駅は、「駐車場」、「休憩所」、「地域振興施設」等から構成され、市町村等がこれら全てを整備する「単独型」と、「駐車場」や「休憩所」などを道路管理者（国、県等）が整備し、地域振興施設等（直売所、レストラン等）を市町村等が整備する「一体型」がある。○ 「単独型」は道路区域が存在していないため、管理者による自由な使用が可能であるが、「一体型」については、道路区域が存在し、その区域内では、道路法が適用されるため、道の駅の設置形態により、敷地の利用に制限がかかる状況となっている。○ 道路占用が可能な工作物等は、道路法において限定列举されており、これに該当しないものや、道路の敷地外に余地がある場合には原則として許可が認められない。○ 現在、「道の駅」は、それ自体が目的地となり、地域の特産物や観光資源を活かして人を呼び、地域に雇用を創出している。国土交通省では、「道の駅」の機能強化を図り、「道の駅」による地方創生拠点の形成について取組んでいるが、本提案は、この取組に資する規制の緩和であり、地域の活性化に繋がるものと考えられる。		
根拠法令等	道路法第 32 条、道路法施行令第 7 条		
備考			

(注) 上記はあくまで検討途中の暫定版であり、今後大幅に変更される場合があり得ること。